（案１－１）

令和７年度

介護職員等処遇改善加算の取得促進支援事業

委託契約書

沖縄県

令和７年度介護職員等処遇改善加算の取得促進支援事業委託契約書

　沖縄県知事　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　（以下「乙」という。）は、次の条項により委託契約を締結する。

（目的）

第１条　甲は、次に掲げる業務（以下「業務」という）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

⑴　業務の名称
　令和７年度介護職員等処遇改善加算の取得促進支援事業

⑵　業務の内容
　別紙１　委託仕様書に定めるとおりとする。

（委託期間）

第２条　委託期間は、令和７年　月　日から令和８年２月28日までとする。

（契約保証金）

第３条　契約保証金は、沖縄県財務規則第101条による。

（委託料）

第４条　甲は、乙に対し、第１条の委託に要する経費（以下「委託料」という。）として、
金　　　　　　円（うち取引に係る消費税額　　　　　円。取引に係る消費税額は、消費税法第28条第１項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。）を支払う。

（委託料から生じる預金利子）

第５条　前条の規定により甲から乙に支払われた委託料より生じる預金利子は、乙に属するものとする。

（費目の変更）

第６条　乙は、業務を効果的に処理するため、見積書によって指定された費目を変更する必要が生じたときは、甲の承認を受けて変更することができる。ただし、各費目間の経費の20パーセント以内の変更は、この限りでない。

（事業計画書の提出）

第７条　乙は、この契約締結後速やかに事業計画書を策定し、甲に提出し、その承認を受けるものとする。

２　乙は、前項の計画を変更しようとする場合は、あらかじめ事業計画書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。

３　甲は、第１項又は第２項の規定により乙から提出された事業計画書の内容に不適切な箇所があると認めたときは、これを変更し、又は修正してその旨を乙に指示することができる。この場合、乙は甲に従わなければならない。

（一括再委託等の原則禁止）

第８条　乙は、原則として業務を自ら実施するものとし、業務の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

２　乙は、委託仕様書に定める範囲において、業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせることができる。

３　乙は、前項により第三者に委任し、又は請負わせた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

４　乙が第１項から第３項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負わせた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第９条　乙は、第三者に対しこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けた場合はこの限りでない。

（委託料で購入する備品）

第10条　本委託業務を通じて購入した備品（以下「備品」という。）は、甲に帰属するものとする。

２　備品は、原則として本委託業務による研修等以外の目的に使用できないものとする。

３　乙は善良な管理者の注意をもって備品の管理を行うものとする。備品に故障等が発生した場合は、速やかに甲に報告し、復旧について協議するものとする。

（実績報告書の提出）

第11条　乙は業務が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は契約満了日のいずれか早い日までに実績報告書及び委託料収支精算報告書を甲に提出し、その検査、確認を受けなければならない。

２　乙の提出する報告書の内容に関し、甲が不十分と認めたときは、乙に対し、不十分な部分について追加を求めることができる。

３　前項の追加分については、乙の自己負担により速やかに実施しなければならない。

（委託料の額の確定）

第12条　甲は、乙が前条の規定に基づき提出した実績報告書を検査し、正当と認めたときは、委託料の額を確定し乙に通知するものとする。なお、精算の結果、その金額が当初の委託料の額に満たないときは、その精算額をもって委託料とする。

（過払い金の返還）

第13条　乙は、既に支払いを受けた委託料が前条の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

（帳簿等）

第14条　乙は、業務に係る経費について別に帳簿を備え、収入・支出の額を記載し、その出納を明らかにしておかなければならない。

２　乙は、前項の帳簿及びその収支内容を証する証拠書類を受託期間終了後５年間保管しなければならない。

（委託料の支払い）

第15条　委託料は、乙より委託事業完了に伴う実績報告書等の提出があり、甲の検査に合格した後に支払うものとする。

２　甲は、乙から適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から起算して30日以内に、これを支払うものとする。

（遅延利息）

第16条　甲は、自己の責に帰すべき事由により、前条の期間内に対価を支払わないときは、支払金額に対して年2.5％の割合で計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

（契約の解除）

第17条　甲は、乙が本契約に違反し、契約の目的を達成することができないと認められるときは、この契約を解除することができる。

２　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの通知を要せず、本契約を解除することができる。

⑴　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

⑵　役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

⑶　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

⑷　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

⑸　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（下請負契約等に関する契約解除）

第18条　乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（前条第２項各号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならならない。

２　甲は、乙が、下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（不当介入に関する通報・報告）

第19条　乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（不可抗力等による事業の中止等）

第20条　甲は、天変地異その他やむを得ない事由により、乙が受託した事業を遂行することが困難であると認めたときは、乙に対して契約の解除、又は委託した事業の全部もしくは一部の停止を命ずることができる。

２　乙は、天変地異その他やむを得ない事由により、委託事業の遂行が困難となったときは、速やかに委託事業の中止を甲に申し出て、甲と協議のうえ、契約を解除することができる。

３　甲は、天変地異その他やむを得ない事由により、委託事業の内容を変更する必要が生じた場合、甲乙協議のうえ、仕様書に記載された委託事業の内容を変更し、契約を変更することができる。

４　第１項及び第２項に基づく契約を解除した場合、甲乙協議のうえ、甲はただちに委託料の精算を行い、既に支払った委託料がある場合は、その全部もしくは一部の返還を乙に請求することができる。

５　第１項及び第２項に基づく契約の解除または事業の全部もしくは一部の停止に伴う損害金及び免責等について、別途甲乙協議のうえ定めるものとする。

（委託業務の調査等）

第21条　甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況について調査し、又は乙に対して所要の報告を求めることができる。

２　甲は、前項の規定による報告の結果、必要があると認めるときは、乙に対して適切な措置をとるべきことを指示することができる。

（委託業務の変更、中止等）

第22条　甲は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、若しくは委託業務を一時中止し、又はこれを打ち切ることができる。この場合において、履行期間又は委託料を変更する必要があるときは、甲乙において事前に協議するものとする。なお、変更後の契約内容によっては、契約金額を下回る場合がある。

（損害の負担）

第23条　業務の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

（損害賠償）

第24条　乙は、第17条及び第18条に該当する契約解除により、甲に損害を与えたときは、その損害を補償する。

２　乙は、第17条第１項に該当する契約の解除により損害を受けたときは、甲に対してその補償を請求することができないものとする。

（機密保持・個人情報等の取扱い）

第25条　乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別紙２「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（契約不適合責任）

第26条　甲は、委託業務が完了した後でも役務行為の成果が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない（以下、「契約不適合」という。）ときは、乙に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。

２　前項の規定により種類又は品質に関する契約不適合に関し履行の追完を請求するにはその契約不適合の事実を知った時から１年以内に乙に通知することを要する。ただし、乙が、役務行為の成果を甲に引き渡した時において、その契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

３　乙が第１項の期間内に履行の追完をしないときは、甲は、乙の負担にて第三者に履行の追完をさせ、又は契約不適合の程度に応じて乙に対する対価の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき、本契約の履行期限内に履行の追完がなされず本契約の目的を達することができないとき、そのほか甲が第１項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるときは、甲は、乙に対し、第１項の催告をすることなく、乙の負担において直ちに第三者に履行の追完をさせ、又は対価の減額を請求することができる。

（費用の負担）

第27条　この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

（履行遅滞）

第28条　甲は、乙が契約期間内にその義務を履行し終らないため、期間の延長を求めたときは、遅延日数に応じ、未済部分の契約代金の額に対し年2.5％の違約金を徴収して承認することができる。ただし、天災、地変その他契約の相手方の責によらないものについては、違約金は徴収しない。

２　前項の違約金は、契約代金支払のときに控除し、その額が支払金の額を超えるときは、その超える額を徴収する。

（協議）

第29条　この契約に定めのない事項で約定する必要が生じたとき、又はこの契約に関する事項について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定める。

この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和７年　　月　　日

甲

乙